

アーケード施設使用規約

(目 的)

第1条 この規約は、天神おつきや商店街振興組合アーケード施設（以下施設という）の使用について必要な手続、方法その他の事項について定め、もって施設の安全で円滑な運営を図ることを目的とする。

(区 域)

第2条 本規約の目的となる施設は、定款第3条に定める下記の区域とする。

- (1) 東千石町 8 番 18 号から同町同番 29 号に至る間
- (2) 東千石町 9 番 2 号から同町同番 9 号に至る間
- (3) 東千石町 11 番 6 号から同町同番 11 号に至る間
- (4) 東千石町 15 番 5 号から同町同番 12 号に至る間
- (5) 東千石町 16 番 12 号から同町同番 19 号に至る間
- (6) 中町 3 番 5 号及び同町同番 10 号

(員外利用の制限)

第3条 前条の区域を使用できる者は、組合員でなければならない。

- 2 ただし、商店街の活性化及び公益性を重視し、鹿児島県、鹿児島市及びその外郭団体、各種団体が主催するものについても、理事会に諮り、承認を受けた者については施設の使用を認めることができる。
- 3 理事会を開催する時間がないときは、企画担当理事の承認により許可できるが、その後すみやかに理事会に報告しなければならない。

(申 請)

第4条 施設を使用したい者は、実施日の 1 ヶ月前に所定の書式にその目的、期日、使用時間及びイベントの企画または概要を記載し、使用場所を示す配置図を添付の上申請すること。

- 2 申請に際しては、予め鹿児島市道路管理課道路占有許可、中央警察署道路使用許可並びに関係行政機関の許可を受けなければならない。

(許可条件)

第5条 使用者は、申請時の目的以外に施設を使用してはならない。

- 2 使用者は、仮設テント、仮設ワゴン、仮設パネル、仮設ステージ、テーブル等（以下仮設テント等という）の設置を行う場合は、整理員を配置し歩行者等の誘導を行うなど、危険防止に万全を期すこととし、仮設テント等は、風、振動その他の理由により転倒しないような措置を講ずること。
- 3 仮設テント等の設置について、緊急車両が通行する幅員を 3.5 メートル以上確保しなければならない。
- 4 使用者は、善良な管理者となって施設を使用または維持管理しなければならない。使用者が、その責に帰すべき事由によって施設を毀損した場合は、その賠償の責に任ずるものとする。また、期間中の事故等の責任は主催者側においてそのすべてを負うものとする。
- 5 使用者は、使用区域内の店舗に対しあらかじめ内容を告知しておくこと。
- 6 使用者は、使用期間中、通行人並びに当商店街並びに店舗に迷惑にならないように、整理員

を配置し歩行者等の誘導を行うこと。

- 7 当商店街振興組合が認めたもの以外、拡声器の使用は禁止する。
- 8 終了後は、確実に後片付け清掃を行い、原状に復さなければならない。
- 9 その他については現場警察官並びに当組合事務局の指示に従うこと。

(使用料)

第6条 施設の利用料については、別表(略)のとおりとする。

(その他)

第7条 この規約に定めのない事項であつて緊急かつ必要な事項は、理事会で決定する。

この規約は、平成22年7月12日から施行する。